

競争的資金等の不正に係る調査等 に関する規程

(帝京学園短期大学)

東京都板橋区稻荷台27番1号

学校法人 帝京学園

帝京学園短期大学 競争的資金等の不正に係る調査等に関する規程

第1条(趣旨)

この規程は、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、帝京学園短期大学(以下「本学」という。)が管理する競争的資金を中心とした公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。)において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定める。

第2条(報告等)

- 1 競争的資金等に関して不正の疑いが生じた場合ないし通報窓口が通報を受付けたときは、統括管理責任者に、統括管理責任者は学長に、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めたとときは、予備調査を行わせることができる。
- 3 学長は、第1項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を関係機関に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の規程に基づき、調査の実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査をしない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

第3条(調査委員会の設置)

- 1 学長は、前条第4項において調査の実施を決定したときは、競争的資金等の不正に係る調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 2 調査委員会は、学長が指名する次の各号に掲げる者を以て組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 事務長
 - (3) 弁護士または公認会計士等 若干名
 - (4) その他特に必要と認める者
- 3 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員を以て充てる。

第4条(守秘義務)

調査委員会の構成員その他この規程に基づき不正の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第5条(調査の実施)

- 1 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正の相当額等について調査するものとする。
- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等

について関係機関に報告し、または協議しなければならない。

- 3 調査委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に関係書類の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

第6条（調査への協力等）

対象研究者は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてならない。本学退職後においても同様とする。

第7条（競争的資金等の使用停止）

学長は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象制度の競争的資金等の使用停止を命ずることができる。

第8条（意見聴取）

- 1 調査委員会は、裁定を行うに当たっては、予め対象研究者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。
- 2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に調査委員会に意見を提出できるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき、または意見がない旨の申し出があったとき、調査委員会は、30日経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

第9条（裁定）

- 1 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無について裁定を行い、調査結果（裁定を含む。以下同じ。）を学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

第10条（異議申立て）

- 1 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に学長に異議申立てを行うことができる。
- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、学長の判断により調査委員会に再調査の実施を指示することができるものとする。
この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、学長の判断により調査委員会の委員を変更できるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てをした者および調査委員会に通知するものとする。

- 5 学長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者および調査委員会に通知するものとする。
- 6 異議申立てをした者は、前 2 項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

第 11 条 (調査結果の報告)

調査委員会の委員長は、第 9 条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したときは、最終報告書を作成し、関係資料を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

第 12 条 (措置)

- 1 学長は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から 210 日以内に、関係者の処分、不正の発生要因、不正に関与した者が係る調査対象制度以外の公的資金等の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告するものとする。
- 2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 3 前 2 項の他、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、または中間報告を提出しなければならない。
- 4 学長は、前 3 項による報告の結果、当該関係機関から不正に係る競争的資金等の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 5 不正の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 6 学長は、前条による報告に基づき、不正が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

第 13 条 (調査結果の公表)

- 1 学長は、前条の規程による措置の他、不正があったと認められたときは、合理的な理由により不開示する必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。

この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とし、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認めた場合を除き、公表するものとする。
- 2 学長は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であつ

でも中間報告として公表できるものとする。

第14条（雑則）

- 1 この規程に定めのない事項については、文部科学省が定める「研究機関にける公的研究費の管理・監査のガイドライン」ないし「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」による。
- 2 この規程の改廃は、学長を経て理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日より施行する。